

# 国立大学法人大分大学教育学部附属学校園教員研修細則

令和5年3月28日制定  
令和5年細則第18号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第13条第3項の規定により、同規程第2条第2号に規定する附属学校教員の研修に関し必要な事項を定める。

(研修等に関する記録)

第2条 学長は、文部科学省令で定めるところにより、当該附属学校教員ごとに、研修の受講その他の附属学校教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該附属学校教員が受講した学長が実施する第4条第1項に規定する初任者研修、第6条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修に関する事項
- (2) 第8条第1項に規定する大学院修学休業により当該附属学校教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項
- (3) 認定講習等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）のうち学長が開設したものであって、当該附属学校教員が単位を修得したものに関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、当該附属学校教員が行った資質の向上のための取組のうち学長が必要と認めるものに関する事項

(資質の向上に関する指導助言等)

第3条 学長は、当該附属学校教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該附属学校教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。

- 2 学長は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（以下「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たっては、当該附属学校教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該附属学校教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。
- 3 学長は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(初任者研修)

第4条 学長は、当該附属学校教員（次条に規定する職員を除く。）に対して、その採用から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 学長は、附属学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。
- 4 学長は、必要と認めるときは、国立大学法人大分大学職員研修規程（平成16年規程第24号。以下「職員研修規程」という。）第3条第3項の規定により他の機関に委託して実施した初任者研修について、法人が実施したものとみなすことができる。

(初任者研修適用除外者)

第5条 前条第1項の「次条に規定する職員」とは、次の各号の一に該当する職員とする。

- (1) 臨時的に採用された者
- (2) 教諭又は常勤の講師として国立、公立又は私立の小学校及び中学校において、引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、学長が教諭の職務遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認める者
- (3) 任期を定めて採用された者

(中堅教諭等資質向上研修)

第6条 学長は、当該附属学校教員に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 学長は、必要と認めるときは、職員研修規程第3条第3項の規定により他の機関に委託して実施した中堅教諭等資質向上研修について、法人が実施したものとみなすことができる。

(中堅教諭等資質向上研修適用除外者)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

- (1) 臨時的に採用された者
- (2) 他機関で実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者で、学長が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの
- (3) 任期を定めて採用された者
- (4) 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、学長が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第8条 附属学校教員で次の各号のいずれにも該当するものは、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲で年を単位として定める期間、大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（以下「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

- (1) 主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法に定める教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に定める養護教諭の専修免許状、栄養教諭にあつては同法に定める栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。
- (2) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に定める教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。以下同じ。）を有していること。
- (3) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7に掲げる最低在職年数を満たしていること。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、学長に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業適用除外)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、大学院修学休業の対象から除くものとする。

- (1) 条件付採用期間中の者

- (2) 臨時的に採用された者
- (3) 初任者研修を受けていない者
- (4) 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日の前日までの間又は大学院修学休業の期間満了日から1年以内に定年退職日が到来する者
- (5) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第22条第1項又は同規則第23条の規定により採用された者

（大学院修学休業の効果）

第10条 大学院修学休業をしている主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭は，職員としての身分を有するが，職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については，給与を支給しない。

（大学院修学休業の許可の失効等）

第11条 大学院修学休業の許可は，当該大学院修学休業をしている主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭が休職又は停職の処分を受けた場合には，その効力を失う。

2 学長は，大学院修学休業をしている主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したこと又は次の各号のいずれにも該当することとなった場合は，当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

(1) 大学院修学休業をしている主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭が，正当な理由なく，当該大学院修学休業の許可にかかる大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し，又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(2) 大学院修学休業をしている主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭が教育職員免許法第4条第2項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となったとき。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか，附属学校教員の研修に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この細則は，令和5年4月1日から施行する。